

○金融庁告示第十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年三月三日

金融庁長官 井藤 英樹

一 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

イオンフィナンシャルサービス株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目二十二番地テラススクエア

二 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

三 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年二月二十八日